

平成 26 年 4 月 9 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 4 月 9 日（水）開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 4 時 20 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
八木米太郎（蒼士会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、大川原成彦副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（１）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について、協議しました。

まず、議会活性化・透明化促進のために行いたい項目（インターネット中継、議場の対面方式、資料の映像化（IT化）、本会議のTV中継、議会だよりの拡充、法制担当の専門職員の確保、控室のセキュリティの向上）について、提案会派からの補足説明と各委員からの質疑、意見等を聴取しました。

提案会派は、次の委員会（4月24日）までに、提案内容を実施した場合のメリットなど補足説明があればそれを用意することとし、各委員は各提案項目の優先順位について各派の意見を用意することとなりました。

次に、議場の対面方式の検討に関連して、本年9月定例会までに実施を予定されている議場音響設備の経年劣化に伴う工事の施工において、対面式演壇設備の設置の妨げとならないように必要な配慮を検討することとなっているものの、今回工事

を実施すれば、工事の瑕疵担保責任の関係で、最低でも完成後1年以上の猶予を経て、対面式設備の工事を実施することとなる旨、事務局から説明がありました。

このような事情を受け、この際、近い将来に対面式演壇設備を設置することを確認するとともに、議場の中央第一列の4席を対面席とすることを決め、今回の工事と併せて設備を設置する方向で、その運営や予算の有無など必要なことを今後協議するという案と、対面式については、今回の議場音響設備工事とは別にして、来年9月以降の設置となるという条件のもとに今後、協議を続けるという案について、各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに各派の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

(2) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、協議しました。

常任委員会の数を5つとすることにより、今まで以上により深い審議をし、議会の責任を果たしていくためには、どのようなことをすれば良いのかについて、前回の委員会で各派から提案があった意見を項目ごとに整理し、それを具現化するための14項目の例を各委員に説明しました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに各派の賛否等の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で、引き続き協議することとされました。

(3) 議長の事実上の任期について

議会役職にかかる議長の事実上の任期について、慣例による議長の1年交代を見直すのかどうかについて協議しました。

現状を見直すべきとする折衷案(再任は同一任期中に1回(通算2年)に限る。)に賛成する会派の意見を表現した申し合わせの文言として、原案と事務局案の2案についての意見を各委員から聴取しました。折衷案に賛成とする4会派は事務局案を申し合わせのベースとすることで意見が一致し、申し合わせに反対(現状維持)とする2会派と意見が分かれた状況であるため、次回の委員会でも引き続き協議することとされました。

(4) 議会基本条例について

議会基本条例に定める「議会役職」、「広報及び意見募集」、「視察」の3つの小理念について、それぞれ協議しました。

各小理念について、それぞれの条文案に対する各派の賛否等の意見を聴取しました。事務局は、次の委員会までに原案と今回提出された対案を比較することができる資料を配布し、各委員は原案及び対案に対する意見を次回の委員会で披瀝することとされました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

次回以降の委員会の日程

平成26年4月24日(木)午前9時30分~正午

平成26年5月9日(金)午後1時30分~午後4時00分

平成26年5月20日(火)午後4時00分~午後6時30分

平成26年6月4日(水)午前9時30分~正午

以上